

2019年度①

公 法

(全 4 ページ)

問 題

ページ

憲 法 …… 1

行 政 法 …… 3

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法①

次の問題 I・IIのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

I A県屋外広告物条例は、屋外広告物法の委任を受け、電柱に対するビラ貼りを全面禁止し、違反者を30万円以下の罰金に処すとしている。Xは、消費税増税に反対するため、「暮らしを壊すな！消費税10%増税やめ5%に戻せ！」などと印刷したポスター合計26枚を、A県B市内の電柱13箇所には貼り付けた。Xがポスターを貼り付けた電柱は、いずれもA県屋外広告物条例により、はり紙等の表示が禁止された物件であったため、Xは、同条例違反により起訴された。

この事例について以下の問いに答えなさい。

- (1) 「表現内容中立的な時、場所、方法の規制」が憲法21条1項に違反しないか否かについて、裁判所はどのような違憲審査の基準または枠組みによって判断すべきか。
- (2) 屋外広告物法・A県屋外広告物条例による電柱への広告物表示禁止は憲法21条1項に違反しないか。

【法令資料】

○屋外広告物法

(目的)

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(広告物の表示等の禁止)

第3条第2項 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

一 橋りよう

… (略) …

五 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

○A県屋外広告物条例

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「広告物」という。）及び同条第2項に規定する屋外広告業（以下「屋外広告業」という。）について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(禁止地域物件)

第3条第2項 次の各号のいずれかに該当する物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することはできない。

(1) 街路樹及び路傍樹

… (略) …

(5) 電柱及び街灯柱

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条、第4条又は第12条の規定に違反した者

II 国政調査権行使の限界について、国会の国権の最高機関性（憲法41条）との関連の有無を考慮に入れつつ論じなさい。

行政法①

以下の〔事実〕を読み、〔資料〕を参照して、〔設問〕に解答しなさい（50点）。

〔事実〕

Xは、公立中学校の教師であり、地方公務員である。Xは、A社が著作権を有する市販のソフトウェアを、著作権法違反になることを認識しながら、A社に無断で複製し、インターネットのオークションサイトに出品して、10万円程度の利益を得た（以下「本件非違行為」という）。後に、本件非違行為が発覚し、Xは、警察による捜査を受け、事情聴取を受けた。しかし、XはA社に損害賠償を支払い、示談契約を締結したこともあり、起訴されなかった。

Xに対して懲戒権限を有する処分庁Bが本件非違行為を知ることとなった。Bは、本件非違行為は、地方公務員法33条における「信用失墜行為」であり、地方公務員法29条1項1号及び3号に該当するとして、Xを免職とする処分を行った（以下「本件処分」という）。Bは、地方公務員法に基づく懲戒処分につき「懲戒処分の指針」（以下「本件指針」という）を作成していた。本件指針の「標準的な例」には著作権法違反は存在しなかったが、Bは、本件非違行為は窃盗と類似すると考え、Xを免職処分としたものである。

Xは、管理職等の職責の重い職員でもなく、これまでの勤務態度や現在の勤務態度は良好で、過去に何らかの非違行為を犯したことはなかったことから、本件処分は重すぎる処分であり、違法ではないかと考えている。なお、実際の刑事裁判においては、本件非違行為に対する量刑は、窃盗よりも相当軽いものとする。

〔資料〕

○地方公務員法

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(2項以下略)

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

○懲戒処分の指針

第1 基本的な考え方

この指針は、過去の処分例を参考に、標準的な処分の量定を示したものである。

なお、具体的な量定の決定に当たっては、

〔1〕非違行為の動機、態様及び結果の程度

〔2〕～〔4〕(略)

〔5〕非違行為を行った職員の職責の程度

〔6〕日頃の勤務態度や非違行為後の対応

〔7〕過去の非違行為歴

等を総合的に考慮の上判断するものであり、事案の内容によっては、以下に示す標準的な例以外の量定の処分も行うものである。

また、標準的な例に示していない非違行為についても、懲戒処分の対象となるものである。

第2 標準的な例

(略)

7 窃盗

他人の財物を窃取した場合…免職

〔設問〕

Xの立場に立って、本件処分が違法であるとの主張を行いなさい。なお、本件処分には手続的な違法はないものとする。